

常勤役員退任慰労金贈呈規程

制定 平成23年11月 1日

第1条 この規程は、公益社団法人全国食肉学校（以下「学校」という。）の常勤役員として職務にあった者の退任慰労金の贈呈基準について定める。

第2条 前条の常勤役員とは、常勤してもっぱら業務を管掌する役員で、学校から報酬を受ける者をいう。

第3条 退任慰労金は、役員を退任した場合に贈呈する。ただし、継続在任したときは贈呈をしないで在任年数を通算する。

第4条 退任慰労金の額は、次の算式により算出したものを基準とする。

退任時の報酬年額×3／18×在任年数

ただし、在任年数の計算において、現職出向の期間は対象としない。

なお、端数月分は報酬年額×3／18を12等分したものに端数月倍したものとする。

第5条 在任中特別の功績のあったと認められる役員に対して、特別慰労金を贈呈することができる。

第6条 学校に第4条の退任慰労金に充てるため、毎年度退任慰労金引当金を積立てる。

第7条 退任慰労金及び特別慰労金の贈呈については、総会の議決を経てこれを行う。

附 則

1. この規程の制定以前から常勤役員であった者については、就任日にさかのぼって適用する。

附 則

（制定・改廃）

1. この規程の制定・改廃は、総会の決議による。

（施行月日）

2. この規程は、公益社団法人としての定款が施行された日（平成23年11月 1日）から施行する。